平成23年５月９日開会
平成23年５月９日閉会

平成23年三宅町議会
第１回臨時会会議録

三　宅　町　議　会

平成２３年５月三宅町議会第１回臨時会会議録目次

招集告示……1

会期日程表……2

第　１　号　（５月９日）

出席議員……3

欠席議員……3

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名……3

職務のため会議に出席した者の役職氏名……3

議事日程……4

議員・理事者自己紹介……6

町長あいさつ……7

臨時議長の紹介……8

開会の宣告……8

議事日程の報告……8

仮議席の指定……9

選挙第１号　議長の選挙……9

議長あいさつ……11

議席の指定……11

会議録署名議員の指名……11

会期の決定……12

選挙第２号　副議長の選挙……12

選任第２号　三宅町議会常任委員会委員の選任……13

選任第３号　三宅町議会運営委員会委員の選任……14

選挙第３号　山辺広域行政事務組合議会議員の選挙……15

選挙第４号　川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙……16

選挙第５号　国保中央病院組合議会議員の選挙……17

同意第５号の上程、説明、採決……18

承認第２号～承認第７号の上程、説明、質疑、討論、採決……19

町長あいさつ……21

議長あいさつ……22
閉会の宣告……22
署名議員……23

三宅町告示第７９号

平成２３年５月三宅町議会第１回臨時会を
次のとおり、招集する

平成２３年４月２５日

三宅町長　　志　野　　孝　光

記

１．招集日時　　平成２３年５月９日　月曜日
午　後　１時３０分　開　会
１．招集場所　　三宅町役場　３階　議会議場

平成２３年５月三宅町議会第１回臨時会

会期日程表

平成２３年５月９日月曜日
平成２３年５月９日月曜日　　１日間

目　　次	月　日　曜　日	開　会　時　間	摘　　要
第　１日目	５月　９日　月曜日	午後　１時３０分	臨　時　会　開　会

平成２３年５月三宅町議会第１回臨時会

招集の日時　　平成２３年５月９日月曜日午後１時３０分開会

招集の場所　　三宅町役場３階議会議場

出席議員名

渡　辺　哲　久	植　村　ケイ子	川　口　靖　夫
中　尾　正　巳	廣　瀬　規矩次	馬　場　武　信
松　田　睦　男	池　本　久　隆	辰　巳　勝　秀
梅　本　勝　久		

欠席議員数（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町　　長	志　野　孝　光	副　町　長	出　井　雅　史
教　育　長	田　畑　榮　一	総務課長	中　川　　章
健康福祉課長	東　浦　一　人	町民生活課長	西　岡　康　次
産業建設課長	岡　本　豊　彦	教育委員会事務局長	陰　山　尚　則
上下水道課長	松　本　幹　彦	幼稚園園長	吉　井　五十鈴

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	土　江　義　仁	モニター室係	森　本　典　秀
モニター室係	宮　内　秀　樹		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

１番議員	渡　辺　哲　久	２番議員	植　村　ケイ子

平成２３年５月三宅町議会第１回臨時会

議　事　日　程

平成２３年５月９日　月曜日

午　後　１時３０分　開　会

日程第１		仮議席の指定
日程第２	選挙第１号	議長の選挙
日程第３		議席の指定
日程第４		会議録署名議員の指名
日程第５		会　期　の　決　定
日程第６	選挙第２号	副議長の選挙
日程第７	選任第２号	三宅町議会常任委員会委員の選任
日程第８	選任第３号	三宅町議会運営委員会委員の選任
日程第９	選挙第３号	山辺広域行政事務組合議会議員の選挙
日程第10	選挙第４号	川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙
日程第11	選挙第５号	国保中央病院組合議会議員の選挙
日程第12	同意第５号	監査委員の選任について
日程第13	承認第２号	平成22年度三宅町一般会計第７回補正予算について（専決処分事項報告）
日程第14	承認第３号	平成22年度三宅町老人保健特別会計第４回補正予算について（専決処分事項報告）
日程第15	承認第４号	三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について（専決処分事項報告）
日程第16	承認第５号	三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について（専決処分事項報告）
日程第17	承認第６号	三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（専決処分事項報告）
日程第18	承認第７号	三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（専決処分事項報告）

◎議員・理事者自己紹介

○議会事務局長（土江義仁君）　皆さん、こんにちは。議会事務局の土江でございます。よろしくお願いします。

会議に先立ちまして、議員の方々に自己紹介をお願いしたいと思います。

まず１番議員、渡辺哲久議員より、順次よろしくお願いします。

○１番（渡辺哲久君）　渡辺哲久です。よろしくお願いします。

○２番（植村ケイ子君）　上但馬の植村ケイ子です。

このたびの東日本大震災でお亡くなりになりました方々の四十九日の法要も済んだところではありますけれども、まだまだ行方不明の方たくさんいらっしゃるとのこと、ご家族のところへ一日も早く戻られますことを祈っておりまして、また福島第一原発の事故のことを思ったときに、本当に悔しく、また腹立たしさになっております。その中で住民の皆様の多大なるご支持、ご声援をいただきまして、ここに座らせていただいているということに対して深く感謝します。改めて議員とは、住民の代表であり住民の奉仕者であるということを……。

長い、すみません、よろしくお願いします。

○３番（川口靖夫君）　川口靖夫でございます。どうかよろしくお願いします。

○４番（中尾正巳君）　但馬の中尾正巳でございます。よろしくお願いします。

○５番（廣瀬規矩次君）　伴堂出身の廣瀬でございます。

○６番（馬場武信君）　屏風の馬場武信でございます。よろしく。

○７番（松田睦男君）　石見から選出されました松田でございます。よろしくお願いします。

○８番（池本久隆君）　石見自治会から参りました池本です。よろしくお願いします。

○９番（辰巳勝秀君）　上但馬の辰巳勝秀です。よろしくお願いします。

○１０番（梅本勝久君）　伴堂１丁目の梅本でございます。よろしくどうぞ。

○議会事務局長（土江義仁君）　次に、理事者の方、よろしくお願いします。

○町長（志野孝光君）　三宅町長の志野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（出井雅史君）　副町長の出井と申します。どうかよろしくお願いいたします。

○教育長（田畑榮一君）　教育長の田畑と申します。どうぞよろしくお願いします。

○健康福祉課長（東浦一人君）　健康福祉課の東浦でございます。どうぞよろしくお願い

します。

○総務課長（中川　章君）　総務課の中川です。どうぞよろしくお願いします。

○町民生活課長（西岡康次君）　町民生活課の西岡です。どうぞよろしくお願いします。

○産業建設課長（岡本豊彦君）　産業建設課の岡本です。どうぞよろしくお願いします。

○上下水道課長（松本幹彦君）　上下水道課の松本でございます。よろしくお願いします。

○教育委員会事務局長（陰山尚則君）　教育委員会事務局の陰山です。よろしくお願いします。

○幼稚園園長（吉井五十鈴君）　三宅幼稚園の吉井と申します。よろしくお願いします。

◎町長あいさつ

○議会事務局長（土江義仁君）　続きまして、志野町長よりあいさつをいただきます。

○町長（志野孝光君）　議員の皆さん、こんにちは。

本日、ここに平成23年三宅町議会第１回臨時会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ご多忙の中ご出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る４月24日執行されました三宅町議会議員選挙におきまして、町民の皆様の大きな信頼を得られ、見事に当選を果たされました。改めて心からお祝いとお喜びを申し上げます。

議員皆様とともに町政の発展と町民生活の向上を目指し、町政の推進に当たることができますことは、まことにご同慶にたえません。今後、議会議員としての活動を通じて、町民皆様の期待にこたえつつ、よりよい町づくりに活躍されますようご祈念申し上げる次第でございます。

さて、今日、町の置かれている状況、地方自治体の置かれている状況についてでありますが、地方分権が着実に進展する中、直接住民と接する市町村の果たすべき役割と責任はますます重要なものとなってきております。

このような中、地方自治が公正かつ円滑な運営を図るためには、住民の直接選挙で選出された皆様と私とが均衡と調和を保ちながら、それぞれの立場でその役割、機能を十分に果たすことが重要なこととなってまいります。

町政をあずかる私といたしましても、町民の皆様の負託にこたえ、分権時代にふさわしい町づくりを目指し、その中で行財政改革の積極的な推進を図り、将来における財政負担にも十分考案し、さらには災害に強い町づくりに取り組み、夢と活力とうるおいに

満ちた三宅町を築いていく所存でございます。

どうか議員各位におかれましても、こうした厳しい状況等を十分にご認識いただき、本町の発展のために格別のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本議会は選挙後の初議会でございます。町議会の新しい役職の選出並びに議員構成等が定められた後、引き続き議員皆様方にはご審議をお願いいたします議案につきましては、専決処分報告６件のご提案を申し上げ、審議を願う予定をいたしております。何とぞ慎重ご審議賜りますようお願いを申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

◎臨時議長の紹介

○議会事務局長（土江義仁君）　ありがとうございました。

本臨時会は一般選挙後初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、池本久隆議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

池本久隆議員、お願いいたします。

（年長の議員議長席に着く）

○臨時議長（池本久隆君）　皆さん、改めましてこんにちは。

このたび年長ということで張り切っており、就任いたしました。今後ともよろしくお願いします。

そして改めまして、このたびの選挙で当選されました皆様方に対して心よりお祝い申し上げます。今後とも三宅町のために、またひとつ頑張っていただきますことをお願いいたしまして、簡単ではございますがごあいさつにかえさせていただきます。

それでは、議事に基づいて行います。ちょっと座らせていただいてよろしいですか。

ただいま紹介されました池本久隆です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎開会の宣告

○臨時議長（池本久隆君）　ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、ただいまから平成23年５月第１回三宅町議会臨時議会を開会いたします。

（午後　１時３７分）

◎議事日程の報告

○臨時議長（池本久隆君）　本日の議会を開きます。

議事日程はお手元に配付いたしましたとおりであります。

◎仮議席の指定

○臨時議長（池本久隆君）　日程第１、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまの着席の議席といたします。

◎選挙第１号　議長の選挙

○臨時議長（池本久隆君）　日程第２、選挙第１号　議長の選挙を行います。

選挙の方法はいかがいたしますか。皆さんのお声を、はい、松田議員。

○７番（松田睦男君）　先月28日の議員懇談会で、議長、副議長の選挙の方法について、選挙または指名推選の方法ということでございました。そこで私のほうから、この本会議場で議長になりたい方は立候補制にしたらどうかということでございますので、一たんこの議会を打ち切って休憩していただいて、議員別室に集まって議長、副議長を……

○臨時議長（池本久隆君）　ちょっと松田議員、それはちょっとぐあい悪いらしいです。

○７番（松田睦男君）　何でですか。

○臨時議長（池本久隆君）　一応、選挙前やさかいに、ちょっと……

○７番（松田睦男君）　選挙前ですから、公職選挙法で……

○臨時議長（池本久隆君）　推選にするか、選挙にするか……

○７番（松田睦男君）　本議会ではできないということですので……

（「はい、選挙」と呼ぶ者あり）

○７番（松田睦男君）　発言中や。

だから、一たん休憩して別室でそれをやったらどうですかということを提案しているんです。

○臨時議長（池本久隆君）　はい。選挙にするか、推選にするか、皆さんのお声を聞きたいと思います。

（「選挙」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（池本久隆君）　ただいま、投票の声がありましたので、選挙は投票で行いま

す。議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（池本久隆君）　ただいまより投票記載所、投票箱の準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第２項の規定によって、立会人に１番議員、２番議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のために申し上げます。投票は単記無記名です。よろしくお願いしておきます。

（投票用紙配付）

○臨時議長（池本久隆君）　投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（池本久隆君）　配付漏れなしと認めます。

立会人の方は投票箱の点検をお願いいたします。

（投票箱点検）

○臨時議長（池本久隆君）　異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

１番議員から順次投票をお願いします。

（投票）

○臨時議長（池本久隆君）　投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（池本久隆君）　投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票をお願いします。

１番議員、渡辺議員及び２番議員、植村議員、よろしくお願いいたします。

（開票）

○臨時議長（池本久隆君）　選挙の結果を報告いたします。

投票総数、10票。有効投票10票、無効投票０です。有効投票のうち、梅本議員６票、同じく松田議員３票、同じく池本１票。

以上のとおりです。

この選挙の法定票数は３票です。

したがって梅本君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（池本久隆君）　ただいま議長に当選されました梅本議員が議場におられます。会議規則第33条第２項の規定によって当選の告知をいたします。

議長当選の承諾及びあいさつをお願いいたします。

○議長（梅本勝久君）　こんにちは。ただいま、皆さんの温かいご支援のもとに議長というご指名をいただきました梅本でございます。また今後、三宅町発展のために皆さんとともに努力をしてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いして、簡単ですがごあいさつにかえさせていただきます。

○臨時議長（池本久隆君）　これで臨時議長の職務はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

梅本議長、議長席にお着き願います。

（議長交代）

◎議長あいさつ

○議長（梅本勝久君）　皆さん、改めまして一言議長席のほうからごあいさつをさせていただきます。

皆さん、大変今回の選挙におかれましてご尽力をされまして見事当選をされましたこと、心よりお祝いを申し上げます。また皆様とともに、皆さんがこの選挙の中でおのおのが訴えられた三宅町住んでよかった、また喜びを感じる三宅町ということで、議会、選挙にご努力いただきました。そういうような皆さんとともに今後三宅町発展のために努力をしてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いしてごあいさつにかえさせていただきます。

◎議席の指定

○議長（梅本勝久君）　日程第３、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第４条第１項により、ただいまの着席とおりと指定をいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本勝久君）　日程第４、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により１番、渡辺哲久君及び２番、植村ケイ子さんの２名を指名します。

◎会期の決定

○議長（梅本勝久君）　日程第５、会期の決定についてを議題とし、お諮りします。

本臨時会の会期は、本日１日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認めます。

よって、会期は１日間と決定いたしました。

◎選挙第２号　副議長の選挙

○議長（梅本勝久君）　日程第６、選挙第２号　副議長の選挙を行います。

選挙の方法はいかがしますか。

（「投票でいいと思います」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　ただいま投票の声がありましたので、投票で行います。

議場閉鎖お願いします。

（議場閉鎖）

○議長（梅本勝久君）　ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第２項の規定により、川口靖夫議員及び中尾正巳議員を指名します。

投票用紙を配ります。念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

○議長（梅本勝久君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　配付漏れなしと認めます。

立会人の方は、投票箱の点検をお願いいたします。

（投票箱点検）

○議長（梅本勝久君）　異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

１番議員から順次投票をお願いします。

（投票）

○議長（梅本勝久君）　投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　投票漏れなしと認めます。

投票は終了いたします。

開票を行います。

３番、川口靖夫議員及び４番、中尾正巳議員、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（梅本勝久君）　選挙の結果を報告します。

有効投票数10票、無効投票数０。有効投票数のうち、馬場武信君７票、植村ケイ子君が３票。

以上のとおりで、この選挙の得票数は３票です。

したがって馬場君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開いてください。

（議場開鎖）

○議長（梅本勝久君）　ただいま副議長に当選されました馬場武信君が議場におられます。会議規則第33条第２項の規定によって当選の告知をいたします。

馬場武信君より副議長当選の承諾及びあいさつをいただきます。馬場君。

○副議長（馬場武信君）　馬場でございます。このたび、図らずも副議長に推挙いただきましたこと、まことに光栄に存じます。浅学非才の身でいまだ未熟な点、多々あろうかとは存じますが、皆様方から選任されました以上は、副議長としてしっかりと議長を補佐できるよう精進してまいりますので、今まで以上のご協力並びにご鞭撻をお願いし、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梅本勝久君）　暫時休憩したいと思います。よろしくお願いします。

（午後　２時０２分）

○議長（梅本勝久君）　ただいまより再開いたします。

（午後　２時１４分）

◎選任第２号　三宅町議会常任委員会委員の選任

○議長（梅本勝久君）　日程第７、選任第２号　三宅町議会常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

各常任委員会委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定によって選任したいと思いますが、選任の方法は議長において選任したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認めます。

したがって、常任委員会の選任については、議長において選任することに決定しました。

総務・建設委員会委員に廣瀬規矩次君、辰巳勝秀君、馬場武信君、中尾正巳君、川口靖夫君。

福祉文教委員会委員に松田睦男君、池本久隆君、私、梅本勝久、植村ケイ子君、渡辺哲久君を選任いたします。

◎選任第３号　三宅町議会運営委員会委員の選任

○議長（梅本勝久君）　日程第８、選任第３号　三宅町議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会の選任については、委員会条例第７条第１項の規定によって選任したいと思いますが、選任の方法は議長において選任したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の選任は、議長において選任することにいたしました。

議会運営委員会委員は、議長を除く全員でもって、９名により選任したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　それでは、暫時またちょっと休憩させていただいて、委員長、副委員長の互選を行ってください。

（午後　２時１６分）

○議長（梅本勝久君）　再開いたします。

（午後　２時３１分）

○議長（梅本勝久君）　休憩中に各委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選がなされましたので、ご報告いたします。

総務・建設常任委員会委員長に辰巳勝秀君、副委員長に廣瀬規矩次君。

福祉文教常任委員会委員長に池本久隆君、副委員長に植村ケイ子君。

続いて、議会運営委員会委員長に池本久隆君、副委員長に松田睦男君。

以上、報告いたします。

◎選挙第３号　山辺広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（梅本勝久君）　日程第９、選挙第３号　山辺広域行政事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長より指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

山辺広域行政事務組合議会議員に辰巳勝秀君、そして私、梅本勝久、続いて馬場武信君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました山辺広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました辰巳勝秀君、梅本勝久君、馬場武信君が山辺広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました辰巳勝秀君、梅本勝久君、馬場武信君が議場におられます。会議規則第33条第２項の規定により当選の告知をします。

◎選挙第４号　川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙

○議長（梅本勝久君）　日程第10、選挙第４号　川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選によりたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

式下中学校組合議会議員に池本久隆さん、辰巳勝秀君、梅本勝久君、馬場武信君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました池本久隆君、辰巳勝秀君、梅本勝久……

（「　　終わった後、　　間違うてるやん」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　式下中学は４人やで。ダブっとるやん。委員長やから、副委員長やから……

○８番（池本久隆君）　福祉文教の委員長はおれやん。それで辰巳さんは総務の、それで植村さんを副委員長やさかいに……。

○議長（梅本勝久君）　総務と福祉と１名ずつでっしゃろ。今までの規定で総務と福祉と１名ずつやから交代、長をあれして副で出ていただいていいんですか、総務から、福祉から。福祉は言うたら学校敷地内やもん。

ちょっともう一度、暫時休憩します。各委員長ということですんで、ちょっともう一度休憩して決めてください。

（午後　２時３３分）

○議長（梅本勝久君）　再開いたします。

（午後　２時４５分）

○議長（梅本勝久君）　日程第10、選挙第４号　川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙についてお諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選によりたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長において指名としたいと思います。ご異議ございませんか。

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

式下中学校組合議会議員に池本久隆君、廣瀬規矩次君、梅本勝久君、馬場武信君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました池本久隆君、廣瀬規矩次君、梅本勝久君、馬場武信君を式下中

学校組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました池本久隆君、廣瀬規矩次君、梅本勝久君、馬場武信君を式下中学校議会議員に当選されました。

ただいま当選されました池本久隆君、廣瀬規矩次君、梅本勝久君、馬場武信君が議場におられますので、会議規則第33条第２項の規定によって当選の告知をいたします。

◎選挙第５号　国保中央病院組合議会議員の選挙

○議長（梅本勝久君）　日程第11、選挙第５号　国保中央病院組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選によりたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

国保中央病院組合議会議員に梅本勝久君、馬場武信君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました梅本勝久君、馬場武信君を国保中央病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました梅本勝久君、馬場武信君が国保中央病院組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました梅本勝久君、馬場武信君が議場におられますので、会議規則第33条第２項の規定によって当選の告知をいたします。

◎同意第５号の上程、説明、採決

○議長（梅本勝久君）　日程第12、同意第５号　監査委員の選任同意についてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君）　同意第５号　監査委員の選任同意については、地方自治法第196条第１項の規定に基づき、議員のうちから１名の監査委員を議会の同意を得て選任を行うものであります。ただいまお手元に配布させていただきましたとおりであり、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所、――――――――――――――――――――――――――。氏名、辰巳勝秀。

生年月日、――――――――――生まれでございます。

何とぞご同意のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本勝久君）　ただいま町長の説明が終わりましたので、本件に同意を求める件を採決いたします。

この採決は起立で行います。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君）　起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎承認第２号～承認第７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本勝久君）　日程第13、承認第２号　（専決処分事項報告）平成22年度一般会計第７回補正予算についてより、日程第18、承認第７号　（専決処分事項報告）三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでの６件を一括議題とし、志野町長より説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君）　本臨時会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明申し上げます。

それでは、承認第２号　平成22年度三宅町一般会計第７回補正予算に関する専決処分事項報告については、普通交付税及び特別交付税の算定額及び奈良県知事選挙事務県費委託金並びに奈良県住宅新築資金貸付回収管理組合の負担金の確定に伴う予算補正と、老人保健特別会計の廃止に伴う清算に係る一般会計への繰入金の調整等が生じ、補正予算が必要となり専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し、承認を願うべく提出をいたしております。

次に、承認第３号　平成22年度三宅町老人保健特別会計第４回補正予算に関する専決処分事項報告については、老人保健法の一部改正に伴う特別会計の設置義務に係る経過措置が平成22年度末までとなっていることから、三宅町老人保健特別会計を廃止することに当たり、当該特別会計の清算事務に伴う補正予算が必要となり、専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し、承認を願うべく提出をいたしております。

承認第４号　専決処分事項報告については、三宅町税条例の一部を改正する条例の制定については、固定資産税課税台帳の閲覧手数料を無料とすること、軽自動車税においては地方税法施行規則の様式の変更に伴う改正及び軽自動車税の公益減免、身体障害者減免取扱要綱の見直しにより、条例の改正が生じたため専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し、承認を願うべく提出いたしております。

承認第５号　専決処分事項報告については、三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、平成23年度において固定資産の地番図の電子化を行うことにより、その写しの交付に関し手数料が生じることから、今回新たに手数料条例に、固定資産に関する地番参考図の写しの交付手数料１件当たり300円の手数料を追加するとともに、不動産に関する手数料から固定資産に関する手数料への文言の統一により、条例の改正が生じたため専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し、承認を願うべく提出いたしております。

承認第６号　専決処分事項報告については、三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法施行令の改正により国民健康保険税の基礎課税額の上限を１万円、高齢者支援金等の基礎課税額の上限を１万円、介護納付金基礎課税額の上限を２万円引き上げ、それぞれ51万円、14万円、12万円とする条例の改正が生じたため専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し、承認を願うべく提出いたしております。

承認第７号　専決処分事項報告については、三宅町国民健康保険条例の一部を改正す

る条例の制定については、出産に要する費用の実態を踏まえ、少子化対策の充実を図るための当面の施策として、出産育児一時金等の支給額を暫定的に平成21年10月１日から平成23年３月31日までの出産について４万円引き上げることとされていましたが、今般平成23年４月から恒久的に４万円引き上げ、39万円とする健康保険施行令の改正が公布され、それに伴い厚生労働省からの参考条例が示されたことにより、従来附則にて39万円としていた出産育児一時金の額を本則において39万円とする条例の改正が生じたため専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し、承認を願うべく提出いたしております。

以上が、今臨時会に提出いたしました承認案６件の概要説明でありますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（梅本勝久君）　町長の説明が終わりましたので、日程第13、承認第２号　（専決処分事項報告）平成22年度一般会計第７回補正予算についてより、日程第18、承認第７号　（専決処分事項報告）三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでの６件を一括議題といたします。

ここで総括質疑の申し出がございませんでした。質疑は終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

日程第13、承認第２号　（専決処分事項報告）平成22年度一般会計第７回補正予算について、日程第14、承認第３号　（専決処分事項報告）平成22年度三宅町老人保健特別会計第４回補正予算についてまでの２件を採決します。

この採決は起立で行います。

本２件は原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君）　全員と認めます。

よって、本２件は承認することに決定しました。

お諮りします。

日程第15、承認第４号　（専決処分事項報告）三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてより、日程第18、承認第７号　（専決処分事項報告）三宅町国民健康保険

条例の一部を改正する条例の制定についてまでの４件を採決します。

この採決は起立で行います。

本４件は原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君）　起立全員と認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎町長あいさつ

○議長（梅本勝久君）　以上で、今期臨時会に提出されました案件はすべて議了いたしました。閉会に当たりまして、町長より閉会のごあいさつをいただきます。

町長。

○町長（志野孝光君）　三宅町議会第１回臨時会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

今臨時会に提出いたしました各議案につきましては、原案どおり承認いただき厚くお礼を申し上げます。

また、本議会におきまして議長に梅本勝久議員が、副議長に馬場武信議員が当選され、各常任委員会の正副委員長、委員などの選任も行われ、新しい議会構成のもとに町議会がスタートいたしました。厳しい行財政のもとでありますが、三宅町の発展のために円滑な議会運営に当たっていただきますよう念願するものであります。

地方自治をめぐる情勢は大きく変貌しており、地方において、特に我が町のように財政基盤の弱い小規模町村は危機的な状況におかれております。このような厳しい状況下で、私を含め職員一同、心新たにし、各施策推進に全力で取り組んでまいる所存でございますので、どうか議員の皆様におかれましても格段のご理解とご協力をお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

本日はありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（梅本勝久君）　閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましてはご協力をいただきまして、慎重審議を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

また、委員会構成も新たに、これから議員皆様とともに頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いしてごあいさつにかえさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（梅本勝久君）　なお、引き続き議員の皆さんにおかれましては、第１会議室において町長よりの説明がございますので、よろしくご参集賜りますようお願いして、これをもって閉会といたします。

ご苦労さんでございました。

（午後　２時５９分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

臨　時　議　長

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員